

## 宮津与謝消費生活相談連絡会議設置要綱

## (目的)

第 1 条 伊根町と宮津市との間の消費生活相談等に係る事務の委託に関する規約及び与謝野町と宮津市との間の消費生活相談等に係る事務の委託に関する規約（以下これらを「規約」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、宮津与謝消費生活相談連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

## (組織)

第 2 条 連絡会議は、会長 1 名及び委員 2 名をもって組織する。

2 会長は規約第 1 条に規定する乙の長をもって充て、委員は規約第 1 条に規定する甲の長をもって充てる。

3 会長は、会務を掌理し、連絡会議を代表する。

4 会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員が会長の職務を代理する。

## (連絡会議の会議)

第 3 条 連絡会議の会議は、規約第 1 条に規定する委託事務の管理及び執行に関する基本的な事項を協議して定める。

2 連絡会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

3 委員 1 名以上の者から連絡会議の会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

4 連絡会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

5 連絡会議の運営に関し必要な事項は、連絡会議の会議で定める。

## (幹事会)

第 4 条 連絡会議に提案する必要な事項について協議又は調整するため、連絡会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、宮津市、伊根町及び与謝野町（以下「関係市町」という。）の担当室長及び課長の 3 人をもって組織する。

3 幹事会の会議は、会長が招集する。

4 幹事会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## (費用弁償)

第 5 条 会長及び委員等の費用弁償は、関係市町がそれぞれ負担するものとする。

## (庶務)

第 6 条 連絡会議の庶務は、規約第 1 条に規定する乙の担当部署において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。